

漁業法（昭和24年法律第267号）第16条第1項の規定に基づく、くろまぐろ（小型魚）及びくろまぐろ（大型魚）に関する令和6管理年度における知事管理漁獲可能量は次のとおりです。

- 第1 くろまぐろ（小型魚）
  - 1 都道府県別漁獲可能量
    - 1 1.7トン
  - 2 知事管理漁獲可能量

管理区分	知事管理漁獲可能量
徳島県くろまぐろ（小型魚）漁船漁業（4月から6月まで）	2.0トン
徳島県くろまぐろ（小型魚）漁船漁業（7月から9月まで）	0.8トン
徳島県くろまぐろ（小型魚）漁船漁業（10月から12月まで）	3.5トン
徳島県くろまぐろ（小型魚）漁船漁業（1月から3月まで）	3.2トン
徳島県くろまぐろ（小型魚）定置漁業（4月から6月まで）	0.5トン
徳島県くろまぐろ（小型魚）定置漁業（7月から9月まで）	0.1トン
徳島県くろまぐろ（小型魚）定置漁業（10月から12月まで）	0.2トン
徳島県くろまぐろ（小型魚）定置漁業（1月から3月まで）	0.4トン

※県留保枠 1.0トン

- 第2 くろまぐろ（大型魚）
  - 1 都道府県別漁獲可能量
    - 8.6トン
  - 2 知事管理漁獲可能量

管理区分	知事管理漁獲可能量
徳島県くろまぐろ（大型魚）漁業	8.6トン